

4 消費課税

1 外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出物品販売場制度)の見直し

(1) 免税方式の見直し(大綱 P. 77)

①輸出物品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合であつて、その免税購入対象者がその購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報(以下「税関確認情報」といいます。)を輸出物品販売場を経営する事業者において保存することを要件として、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。
(注)上記の改正に伴い、実務上、消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持出しが確認された場合に輸出物品販売場を経営する事業者から免税購入対象者に対し消費税相当額を返金する「リファンド方式」となります。

②免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受けるものとし、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととされます。

(2) 免税対象物品の範囲の見直し(大綱 P. 78)

- ①消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額(50万円)及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分が廃止されます。
- ②免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止するとともに、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品については、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとされます。

適用期日等：令和8年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用

施策の背景

○外国人旅行者向け免税制度について、「リファンド方式」への見直しに際し、不正対策と併せて旅行者・免税店双方にとって利用しやすい制度へと変更することで、訪日外国人旅行消費額を更に拡大させることが重要である。

「リファンド方式」のイメージ

訪日外国人旅行消費額の推移

訪日外国人旅行消費額の目的別の割合

要望の結果

○以下の措置について、令和8年11月1日以後の購入から適用する。

<p>消耗品について：特殊包装の廃止 (「消耗品」：化粧品、食品、薬等、「特殊包装」：封付付き半透明袋等)</p>	<p>免税店の事務負担軽減、旅行者の利便性向上。</p>
<p>消耗品について：上限額の撤廃(=一般物品と同じ扱い) (上限額：50万円)</p>	<p>一般物品と消耗品とを区別しなくてよくなり、免税店の事務負担が大きく軽減。</p>
<p>免税対象物品かどうかの免税店側の判断を不要に (免税対象物品：通常生活の用に供する物品)</p>	<p>税務リスクから解放され、販売・購入がしやすくなり、旅行消費の拡大に貢献。</p>

○上記のほか、以下の措置を講じる。

- 免税成立時期の明確化(税関の持ち出し確認前90日以内の購入が対象)(令和8年11月1日以後の購入から適用)
- 免税品購入者による免税品の別送は対象外(令和7年4月1日から廃止)

(出典：国土交通省 令和7年度税制改正概要)

2 その他

(1) リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例の廃止(大綱 P. 80)

- ・リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例が廃止されます。なお、令和7年4月1日前にリース譲渡に該当する資産の譲渡等を行った事業者の令和12年3月31日以前に開始する年又は事業年度について延払基準の方法により資産の譲渡等の対価の額を計算することができることとするのと同時に、令和7年4月1日以後に開始する年又は事業年度において延払基準の適用をやめた場合の賦払金の残金を10年均等で資産の譲渡等の対価の額とする等の経過措置が講じられます。